

## 西日本工業大学教育評価室規則

最終改正 令和2年8月20日

(趣旨)

第1条 西日本工業大学(以下「本学」という。)に、本学の教育研究、学生支援及び入学者等に関する情報収集及び統合的分析評価を行い、評価結果に基づき、教育研究活動の充実発展に資するための様々な提言を行うため、学長直轄の組織として教育評価室を置く。

(業務)

第2条 教育評価室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学の教育研究、学生支援及び入学者等に関する情報収集、分析評価に関すること。
- (2) 大学の教育研究及び学生支援に対する評価方法の研究・開発及び企画に関すること。
- (3) 評価事務の総括、連絡調整に関すること。
- (4) 学長、FD委員会、自己評価総括委員会等に、評価結果に基づき、教育改善等の提言を行うこと。
- (5) 大学ポートレートの作成に関すること。
- (6) 学長からの諮問に関する業務。

(組織)

第3条 教育評価室に、次の各号の職員を置くことができる。

- (1) 室長
- (2) 専門職員(教育評価担当) 1名
- (3) その他必要な職員 若干名

(職員)

第4条 専門職員は、学長が指名する者。

- 2 その他必要な職員は、教育職員又は事務職員の中から学長が指名する者。
- 3 教育評価室職員は、業務遂行に必要な知識、技能などを修得するため、定期的に各種の外部研修を受講しなければならない。

(事務)

第5条 事務は、教育評価室が学務課の協力を得て処理する。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、学長が行う。

附則

- 1 この規則は、平成26年7月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この規則は、令和2年8月20日から改正施行し、令和2年4月1日から適用する。